

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 5 号

和解及び損害賠償額の決定について

平成30年10月17日山鹿市鹿本町下高橋地内で発生した和解の相手方所有の軽乗用車と県職員運転の公用軽乗用車による交通事故に関し、次の者と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和元年5月15日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
●●●● (車両所有者)	383,445円	当事者双方は、今後本件に関して、 裁判上又は裁判外において一切の異議 及び請求の申立てをしないこと。
●●●● (車両運転者)	1,103,289円	